

提出していただきたく、提案理由の説明を行われていただきます。

食べる物は自然の物が一番よいのでありますが、現実には非常に多くの加工食品が出回っております。これらの食品にまた多くの添加物が使用されておりますが、私たちは安全性に疑いのある食品添加物については排除していかねければならないと思っております。厚生省の食品添加物の新規指定品目許可等の方針は、国民の生活、生命と健康を守る立場から、真々廣すべきことと考へ、御配付されております意見書をも本議会において御可決賜り、関係行政庁に提出していただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会本に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議事第二十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本会本は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議事第二十五号は、

原案のとおり可決いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十日から二十五日までの十六日間を休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって明十日から二十五日

までの十六日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は三月二十六日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五十六分 散会

○議案第二十六号 福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。
一 議案第二十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例
二 議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例

写

福総庶発第三千百一号

昭和五十九年三月八日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

追加議案の送付について

昭和五十九年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第二十六号 福生市議会の議員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例

- 二 議案第二十七号 福生市の一般職員の昭和五十九年三月期期末手当の支給割合を定める条例

昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の
互選結果報告

昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

同副委員長

昭和五十九年三月九日

村尾栄次
井上寅太郎

昭和五十九年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員

木村徳蔵

福生市議会議長

田村市郎 殿

第一 回福生市議会

定

例

会会議録(第四号)

昭和五九年三月十四日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

一 出席議員は次のとおりである。

十七番	東田	正治	君
十五番	加藤	謹之助	君
十三番	小野沢	久	君
十一番	原	敏子	君
九番	上野	重勝	君
七番	井上	寅吉	君
五番	赤星	行人	君
三番	村野	和一郎	君
一番	林田	武	君

十八番	堀川	實	君
十六番	高水	惣八	君
十四番	仲村	清信	君
十二番	遠藤	洋一	君
十番	木村	徳藏	君
八番	石川	保	君
六番	齋藤	巽	君
四番	石川	泰一	君
二番	在原	博	君

十九番 宮沢 良一君
 二十一番 田村 市郎君
 二十三番 森田 治男君
 二十四番 関 村 尾 保雄君
 米吉君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事 議長 島田 幸治君 主事 甲賀 圭君
 議事 事務局長 木林 進君 係長

一 二番説明員は次のとおりである。

市長 長田 村 匡雄君 助 役 古谷 徳男君
 入 役 高水 求君 教 育 長 森田 猛君
 全面財政部長 生子 国利君 総 務 部 長 浅見 裕康君
 三 民 部 長 井上 久男君 福 祉 部 長 須崎 進君
 建設部長 内田 和雄君 教 育 次 長 八木 房雄君
 監査委員事務 長 森田 武君 選挙管理委員 会 事務 局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十九年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 三月十四日（水）午後一時

日程第一 議案第二十八号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第二十九号 福生市の一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

午後一時開議

○議長（田村市郎君） ただいまから昭和五十九年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（田村市郎君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（本林田議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について

○議長（田村市郎君） 以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君 登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君） 御指名がございましたので、昨

日特別委員会終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

理事者から新しく二件の議案が送付され、この取り扱いについて協議いたしました。

まず本会議の開催時期について協議した結果、新しく追加された議案は今会期中に結論を出す必要があるため、常任委員会が開催される前に本会議に上程する必要があるとして、特別委員会の途中ですが、会議規則第九条、第三項の規定により、本日より一時から本会議をお願いすることにいたしました。また、日程の順序については、お手元の日程表のとおりお願いし、議案の取り扱いについては、いずれも統務委員会に付託して審査を願うことといたしました。

以上でございしますが、本会議がスムーズに運営されるようお願いし、報告いたします。

○議長（田村市郎君） ただいま委員長から報告されたとおり、本

日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

二日より日程に入ります。

○議長（田村市郎君） 日程第一議案第二十八号福生市特別職報酬

等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○助役（古谷徳男君） 古谷徳男君 登壇し、御指名をいただきましたので、議案第二十八

号福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

初めに本案を緊急に提案申し上げました理由につきまして申し述べさせていただきます。

すでに今定例会におきまして、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提案申し上げ、御審議をお願いしているところでございます。けれども、事務上統上に疑義があると、御指摘を関係議員

さんからいただいたこととして調査いたしました結果、福生市特別職報酬等審議会条例に規定されており、また条文の解釈を誤っており、また、事務処理上重大な瑕疵となりますので、まことに勝手ではございませんが、議会運営委員会の御了承を賜りまして、追加議案として提出させていただきます次第でございます。

現在総務委員会に付託されており、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に先立ちまして、御審査をいただくべく御提案を申し上げた次第でございます。

議案の提出について事務処理上に慎重を欠き、まことに申しわけない次第でございます。深く反省をいたし、これからおわびを申し上げます。

何とか御了承賜りまして御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一条は、特別職報酬等審議会の設置を規定しておりますが、この第一条中「議員等」とありますのを「等」の一字を削り、「議員」と改めようとするものでございます。

これによりまして、報酬及び給料につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしますものは、議員報酬と、市長、助役、収入役、教育長の給料の場合にのみお願いすることと相なるわけでございます。

なお、一条中の「おく」、第三条中の「かかる」及び第四条中の「おき」につきましては、用語の整備をいたしまして、ひらがなを漢字に改めようとするものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。
議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第二十八号は総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。

よつて議案第二十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第二議案二十九号福生市の一般職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第

二十九号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びに改正の内容を御説明申し上げます。

なお、このたび議会日程等大変お忙しい中にもかかりませう、議員皆さん方の特別な御理解を賜りまして、本会議を開催していただきましたことを、心からお礼を申し上げる次第でございます。

それでは本条例の提案理由と改正の内容について御説明申し上げます。

まず提案理由といたしましては、御案内のとおり、昭和五十七年度は国においても給与改定が凍結されました。これに伴ひまして、当市の給与改定も行われなかったというふうな実情がございます。さうした事態を受けて、昭和五十八年度におきましては、国においても給与改定が行われたわけでございます。国家公務員ににつきましては勧告率六・四七％ということになって、これに付

れども、実態としては四・四四％カットされました。二・〇二％という改

定率で実施をされております。さうに東京都におきましては、国とはるかに二回四・五％、さうには特別区におきましては四・五％と、いふようなことで給与改定が実施されるということがほぼ決定をいたしてあります。

こういった情勢の中で、御案内のとおり新聞紙上で非常にこの市町村職員の給与改定については、連日新聞紙上をにぎわしているといふようなことがございました。

当局といたしましても、諸般の情勢を配慮しながら、昭和五十八年度の給与改定につきましていろいろと検討してまいりましたわけでございします。そして、ようやく国家公務員の給与改定率にはば準じました率で実施をするということとは、組合の交渉の中において、もまた結を見まして、本日条文等の整備を合わせまして、給与改定に伴いますところの条文改正をお願い申し上げるということとでございします。

それでは改正の内容について御説明申し上げます。

まず今回改正をしようとする部分には、第九条第三項のこれは扶養手当の規定でございします。それと第十条の三第一項、これは住居手当の条文でございします。並びに別表、いわゆる給料表でございしますけれども、この改正の三点がこの改正に伴うものでございします。その他につきましては、現行条例の条文及び用語の整備を行うための改正でございします。

まず、条例の題名でございしますが、現在一般職員というところになっておるわけでございしますけれども、これを一般職の職員というように改めるわけでございします。これは地才公務員法第三十一条第二項には地才公務員を一般職と特別職とに分けておりまして、特別職以外のものはすべて一般職であるというふうなことを規定をしております。したがって一般職員というのは厳密に申し上げますと、一般職の職員ということとを簡略化したということとでございまして、条例等で規定する場合の用語としては適正でございませぬので、一般職の職員と正規な用語に改めようとするものでございします。